

令和2年度神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【新入生対象一部早期給付（6月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・通常申請の奨学給付金は7月から受付を開始し、1年分を一括給付しますが、令和2年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分（年額の4分の1）を前倒しで受給することができます。
- ・7月～翌年3月分も受給を希望される場合は、後日（7月以降）別途申請が必要になります。
- ・7月以降受付を開始する通常申請でお申込みいただく場合は、1年分を一括給付します。
- ・当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(4)すべての要件に該当する世帯の方

新入生の希望者のみ
対象です。
申請は2回必要です

- (1) 令和2年4月1日現在、保護者が神奈川県内に居住していること

※保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- (2) 令和2年4月1日現在、生徒が新入生として次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること

- ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程または国家資格者養成課程を有するもの）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格養成施設の指定を受けている学校）

※生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
- ・特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
- ・生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

(3) 次のいずれかの世帯に該当すること

- ① 令和2年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ⇒ **3ページへ**
- ② 保護者全員の令和元年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯で、
- ・申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がない世帯 ⇒ **4ページへ**
 - ・申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ⇒ **6ページへ**
- ※ 入学日が4月2日以降である場合は、入学日現在の状況で判断します。

申請期限・提出先

提出期限 **令和2年6月10日（水）～ 6月26日（金）**

提出先 **在学する高等学校等（事務室）**

- ・提出期限までに申請できない場合は、学校へご相談ください。

支給時期

令和2年8月末を予定しています。

- ・ 令和2年6月末までに申請された場合の支給予定日です。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、支給日が遅れることがあります。また期限後に申請された場合は、前倒し給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
奨学給付金が振り込まれるまで、口座の名義変更や解約は絶対にしないでください。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

問合せ先

日本大学高等学校 事務室庶務係

電話番号 045-560-2800

生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

令和2年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯で、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和2年4月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認し、7月～翌年3月分の給付は令和2年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。

支給条件

- 令和2年4月1日現在、高校生等が
 - ・新入生であること
 - ・高等学校等に在学していること。
 - ・高等学校等就学支援金、学び直し支援金の受給資格を有していること。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと。
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

※専攻科に関しては生活保護の単価を設定していませんが、非課税世帯であれば、生活保護を受給者しているかどうかに関わらず給付対象とし、非課税世帯単価を適用します。（P4～7参照）

支給額

- 高校生等1人あたり 4～6月相当額13,150円（年額52,600円×1/4）

※7～3月相当額は7月以降に再度申請が必要です。

提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式の1）
- ② 生活保護（生業扶助）受給証明書の原本又はコピー
（発行日が令和2年4月1日以降であること）
または
生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書（第2号様式）（発行日が令和2年4月1日以降であること）
- ③ 振込口座番号が分かる通帳ページのコピー
- ④ 未済に関する委任状（授業料以外の納付金に未済がある場合）
- ⑤ 受領に関する委任状（申請者、申請者以外の保護者等又は対象となる高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合）
- ⑥ 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票<生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方用>

都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、
申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の
申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯

令和元年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、令和2年4月1日現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和元年度（平成31年度）の課税証明書により確認し、7月～翌年3月分は令和2年度の課税証明書により確認します。

支給条件

- 令和2年4月1日現在、高校生等が
 - ・ 新入生であること
 - ・ 高等学校等に在学していること。
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと。
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額 25,875円 （年額 103,500円×1/4）
 - 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額 9,525円 （年額 38,100円×1/4）
- ※ 7～3月相当額は7月以降に再度申請が必要です。

【ご注意ください！】

都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯であっても、生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方は、支給額が異なります。（専攻科は一律で38,100円です。）
申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。

提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式の1）
- ② 令和元年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）であることが確認できる次の書類のいずれか（保護者全員分の提出が必要です。）
 - ・ 令和元年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー
 - ・ 令和元年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー
 - ・ 令和元年度 市町村民税・県民税 （非）課税証明書等の原本又はコピー

- ③ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
 - ※ 健康保険証等とは、公的医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等）の保険証のことです。
- ④ 振込口座番号が分かる通帳ページのコピー
- ⑤ 未済に関する委任状（授業料以外の納付金に未済がある場合）
- ⑥ 受領に関する委任状（申請者、申請者以外の保護者等又は対象となる高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合）
- ⑦ 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票<都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯の方用>

都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、
申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の
申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

令和元年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、令和2年4月1日現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和元年度（平成31年度）の課税証明書により確認し、7月～翌年3月分は令和2年度の課税証明書により確認します。

支給条件

- 令和2年4月1日現在、高校生等が
 - ・ 新入生であること
 - ・ 高等学校等に在学していること。
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がない。
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額34,500円（年額138,000円×1/4）
 - 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額9,525円（年額38,100円×1/4）
- ※7～3月相当額は7月以降に再度申請が必要です。

【ご注意ください！】

- ・ 都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯であっても、生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方は、支給額が異なります。（専攻科は一律で38,100円です。）
申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。
- ・ 15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の基準日は、令和2年4月1日現在です。
15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹（※）がいることを確認するために、申請書の【扶養親族等の状況について】欄に記載いただくとともに、健康保険証のコピーを提出していただきます。
（※）平成9年4月3日～平成17年4月2日生まれ

提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式の1）
- ② 令和元年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）であることが確認できる次の書類のいずれか（**保護者全員分の提出が必要**です。）
 - ・令和元年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー
 - ・令和元年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー
 - ・令和元年度 市町村民税・県民税 （非）課税証明書等の原本又はコピー
- ③ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
※ 健康保険証等とは、公的医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等）の保険証のことです。
- ④ 15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等のコピー
- ⑤ 振込口座番号が分かる通帳ページのコピー
- ⑥ 未済に関する委任状（授業料以外の納付金に未済がある場合）
- ⑦ 受領に関する委任状（申請者、申請者以外の保護者等又は対象となる高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合）
- ⑧ 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票<都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯の方用>

第1号様式の1 支給額（年額） ※ 記入しないでください。 円

未済額 ※ 記入しないでください。 円

個人口座振込額 ※ 記入しないでください。 円

神奈川県知事 殿

令和2年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書（6月申請分）

<非課税世帯>

<生活保護受給世帯>

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	住所			日中連絡が取れる電話番号
	ふりがな			— —
申請者 以外の 保護者等	氏名	高校生 等との 関係	<input type="checkbox"/> 親権者（父） <input type="checkbox"/> 親権者（母） <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 親権者（父） <input type="checkbox"/> 親権者（母） <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日
氏名			平成 年 月 日
在4 学月 す1 る日 学現 校在	学校の 名称	私立	学校 年
	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
4月1日現在 在学する学校 以外の高等学 校等における 在学期間	学校名	年 月 日	課程
	立	~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数
	学校名	年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	立	~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【扶養親族の状況について】※ 非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の 申請の有無	備考	
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。							
扶養 親族 の 状 況			国・公・ 私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			国・公・ 私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	【当該世帯に4月1日現在、高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						

【振込先口座】

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード	預金 種目	普通・当座
金融機関コード						
口座番号			口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください		

【保護者等の収入の状況について】

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑤までのいずれかにチェックをしてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分	【 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。】
---	--------------------------	------------	---------------------------------

②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)	・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
---	--------------------------	-------------------------------------	---

③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分	【 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分)】
---	--------------------------	-------------	---

④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など
---	--------------------------	-----------------------------------	--

⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人	・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など
---	--------------------------	------	---

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【誓約・委任欄】※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。	申請者氏名
(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)	
・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。	
・私は神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。	
・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。	
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。	
(非課税世帯の方のみ)	
・私の世帯は、4月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)	
・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。	

<学校使用欄>

<学校受付印>

次のことについて確認しました。

- ・令和2年4月1日現在、本校の 全日制 課程に在学します。
定時制
通信制
専攻科
- ・就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格(補助要件を満たす)を有する者です。
- ・授業料以外の納付金等について
未済なし 未済あり()円
- ・令和2年4月1日、本校に入学しました。

学校の名称

日本大学高等学校

学校長の氏名

田村 隆

職印

学校の所在地

〒223-8566

横浜市港北区箕輪町二丁目9番1号

電話番号 045-560-2800

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第1号様式別添)の添付も可とする。

記入例

太字の部分を入力してください

第1号様式の1 支給額(年額) ※記入しないでください。 未済額 ※記入しないでください。 個人口座振込額 ※記入しないでください。

神奈川県知事 殿 年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書(6月申請分)

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者(保護者等)	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇		日中連絡が取れる電話番号	045-xxxx-xxxx
	ふりがな	かながわ いくお		<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()	
氏名	神奈川 育夫		高校生等との関係		
申請者以外の保護者等	ふりがな	かながわ いくこ		<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()	
	氏名	神奈川 育子			高校生等との関係

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かながわ まなぶ	生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日
氏名	神奈川 学		平成 〇年 〇月 〇日
在4月1日現在在学する学校	学校名称	私立	〇× 高等学校 1年
	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
在学期間	〇年 4月 1日 ~ 年 月 日		

4月1日現在在学する学校以外の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数
	立	年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	年 月 日	課程	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	立	年 月 日		在学中に給付金を受給した回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【扶養親族の状況について】※非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
姉	神奈川 葵子	HO年〇月〇日	国・公・私立 〇〇〇〇〇〇 高校3年	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			国・公・私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【当該世帯に4月1日現在、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						
兄	神奈川 進	HO年〇月〇日	無職			
兄	神奈川 教夫	HO年〇月〇日	〇〇〇〇大学3年			

【振込先口座】

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 信用組合・農協	本店	支店	支店コード	預金種目
金融機関コード	5 6 7 8	▲ ▲	本所・支所・出張所	0 0 7	普通 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	※カタカナで記入してください			
		カガワ イクオ			

この申請書を書いた日を記入(4月1日以降に記入してください)

いずれか該当する方にチェック

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係の該当箇所をチェック
申請者以外の保護者等(配偶者等)の氏名、高校生との該当箇所をチェック

生徒の氏名と生年月日を記入

今年の4月1日に在学している(いた)学校について記入

今年の6月30日以前に上記以外の高等学校等に在学していた場合は記入

<非課税世帯の場合>
扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入してください

<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合>
記入不要です

振込先口座を記入
※申請者申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状が必要です。

【保護者等の収入の状況について】
(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑤までのいずれかにチェックをしてください。)

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。)
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分))
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【誓約・委任欄】※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。 (非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。 ・私は 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 ・授業料以外に学校へ納付する 納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。	申請者氏名 <u>神奈川 育夫</u>
(非課税世帯の方のみ) ・私の世帯は、4月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による 生業扶助を受給していません。 (対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く) ・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を 私が扶養しています。	

＜学校使用欄＞

<input type="checkbox"/> 学校受付印	次のことについて確認しました。 ・令和2年4月1日現在、本校の <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 課程に在学します。 ・就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格(補助要件を満たす)を有する者です。 ・授業料以外の納付金等について 未済なし 未済あり()円 ・令和2年4月1日、本校に入学しました。
学校の名称 _____	学校長の氏名 _____ <input type="text" value="職印"/>
学校の所在地 _____	電話番号 _____

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第1号様式別添)の添付も可とする。

生活保護(生業扶助)受給世帯の場合はチェック

非課税世帯の場合は、(2)①から⑤まで、又は(3)のいずれかにチェック

**記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください。
※ 表面の申請者のお名前を記入してください。
署名が漏れていると、支給できません。**

**この部分は、4月1日時点で在学している(いた)学校が記入します。
県外の学校に通われている(いた)場合は、神奈川県に提出する前に、必ず学校に記入してもらってください。**

記入上の注意（6月申請分）

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、4月1日現在、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、4月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 4月1日現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

エ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者又は申請者以外の保護者等の名義の口座としてください。やむを得ず左記の者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑤又は(3)のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)④又は⑤もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（非課税証明書等）
- イ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し）
- ウ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養（※）を確認できる書類（健康保険証等の写し）
※ 扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。
- エ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

<生活保護受給世帯>

- ア 4月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

第2号様式

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和2年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和2年4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

【新入生対象一部早期給付（6月申請分）】

高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯の方用＞

私 立 _____ 学校 全日制・定時制・通信制・専攻科

ふりがな _____ ふりがな _____

保護者氏名 _____ (生徒氏名 _____)

連 絡 先 _____

* 内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡がつく電話番号を記載してください。

「高校生等奨学給付金(私立高等学校等)のお知らせ」をご覧ください、申請書の記載もれや提出書類の添付もれがないか、この確認票の□にチェックをしてご確認の上、ご提出ください。

(この確認票も申請書と一緒に、学校の事務室までご提出ください。)

1 保護者の方は令和2年4月1日現在、神奈川県内に在住していますか？

はい → **2** へ進んでください。

いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。

2 保護者の方の世帯状況についてお尋ねします。

都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方

→ **3** へ進んでください。

生活保護（生業扶助）を受給されている方

→ 確認票が異なります。＜生活保護(生業扶助)を受給されている世帯の方用＞
を使用してください。

3 令和2年4月1日現在、申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

いいえ → **4(裏面)** へ進んでください。

はい → **5(裏面)** へ進んでください。

**申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹
がない場合**

4 次の書類をご提出ください。

- ① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票（本用紙）
- ② 高校生等奨学給付金受給申請書
- a 生業扶助を受けていない旨の**誓約欄に記入**しましたか。
- b **振込先口座欄に記入**しましたか。
- 口座名義人は、申請者または申請する高校生等**です。
- ※ 違う場合は、別途委任状が必要となります。
- ③ 所得に関する書類で、次のいずれか**保護者等全員の方の分**が必要です。
- a 令和元年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の写し
- b 令和元年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の写し
- c 令和元年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本(写しでも可)
- ④ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
- ※健康保険証等とは、**公的医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等）**の保険証のことです。
- ⑤ 振込口座番号等が分かる通帳ページのコピー
- ⑥ 委任状(授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。)

**申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹
がいる場合**

5 次の書類をご提出ください。

- ① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票（本用紙）
- ② 高校生等奨学給付金受給申請書
- a 生業扶助を受けていない旨の**誓約欄に記入**しましたか。
- b **振込先口座欄に記入**しましたか。
- 口座名義人は、申請者または申請する高校生等**です。
- ※ 違う場合は、別途委任状が必要となります。
- ③ 所得に関する書類で、次の**いずれか保護者等全員の方の分**が必要です。
- a 令和元年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の写し
- b 令和元年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の写し
- c 令和元年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本(写しでも可)
- ④ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
- ⑤ 申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいることが確認できる書類
- a 兄弟姉妹の健康保険証等の写し
- ※健康保険証等とは、**公的医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等）**の保険証のことです。
- ⑥ 振込口座番号等が分かる通帳ページのコピー
- ⑦ 委任状(授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。)

【新入生対象一部早期給付（6月申請分）】

高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票

＜生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方用＞

私 立 _____ 学校 全日制・定時制・通信制・専攻科

ふりがな _____ ふりがな _____

保護者氏名 _____（生徒氏名 _____）

連 絡 先 _____

* 内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡がつく電話番号を記載してください。

「高校生等奨学給付金（私立高等学校等）のお知らせ」をご覧ください、申請書の記載もれや提出書類の添付もれがないか、この確認票の□にチェックをしてご確認の上、ご提出ください。

（この確認票も申請書と一緒に、学校の事務室までご提出ください。）

1 保護者の方は令和2年4月1日現在、神奈川県内に在住していますか？

はい → 2へ進んでください。

いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。

2 保護者の方の世帯状況についてお尋ねします。

生活保護（生業扶助）を受給されている方 → 3へ進んでください。

都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方

→ 確認票が異なります。＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯の方用＞を使用してください。

3 次の書類をご提出ください。

① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票（本用紙）

② 高校生等奨学給付金受給申請書

振込先口座欄に記入しましたか。

③ 生活保護受給証明書（発行日が令和2年4月1日以降のもの）

又は 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（発行日が令和2年4月1日以降のもの）

④ 振込口座番号等が分かる通帳ページのコピー

口座名義人は、申請者、申請者以外の保護者等または申請する高校生等ですか。

※ 違う場合は、別途委任状が必要です。

⑤ 委任状（授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。）

(保護者等→学校長)

令和2年 月 日

殿

委任状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。

申請者住所	〒	
ふりがな		
申請者氏名		
ふりがな		
申請対象者の 高校生等氏名		
納付金・積立金 の未済額 (授業料以外)		円

※ 授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。

<記入例>

(保護者等→学校長)

令和2年6月〇日

〇×高等学校長 殿

委任状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。

申請者住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇
ふりがな	かながわ いくお
申請者氏名	神奈川 育夫
ふりがな	かながわ まなぶ
申請対象者の 高校生等氏名	神奈川 学
納付金・積立金 の未済額 (授業料以外)	30,000 円

未済額は、学校にご確認ください。

※ 授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。

委 任 状

(代理人)

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、令和2年度神奈川県高校生等奨学給付金の受領に関する権限を委任します。

令和2年 月 日

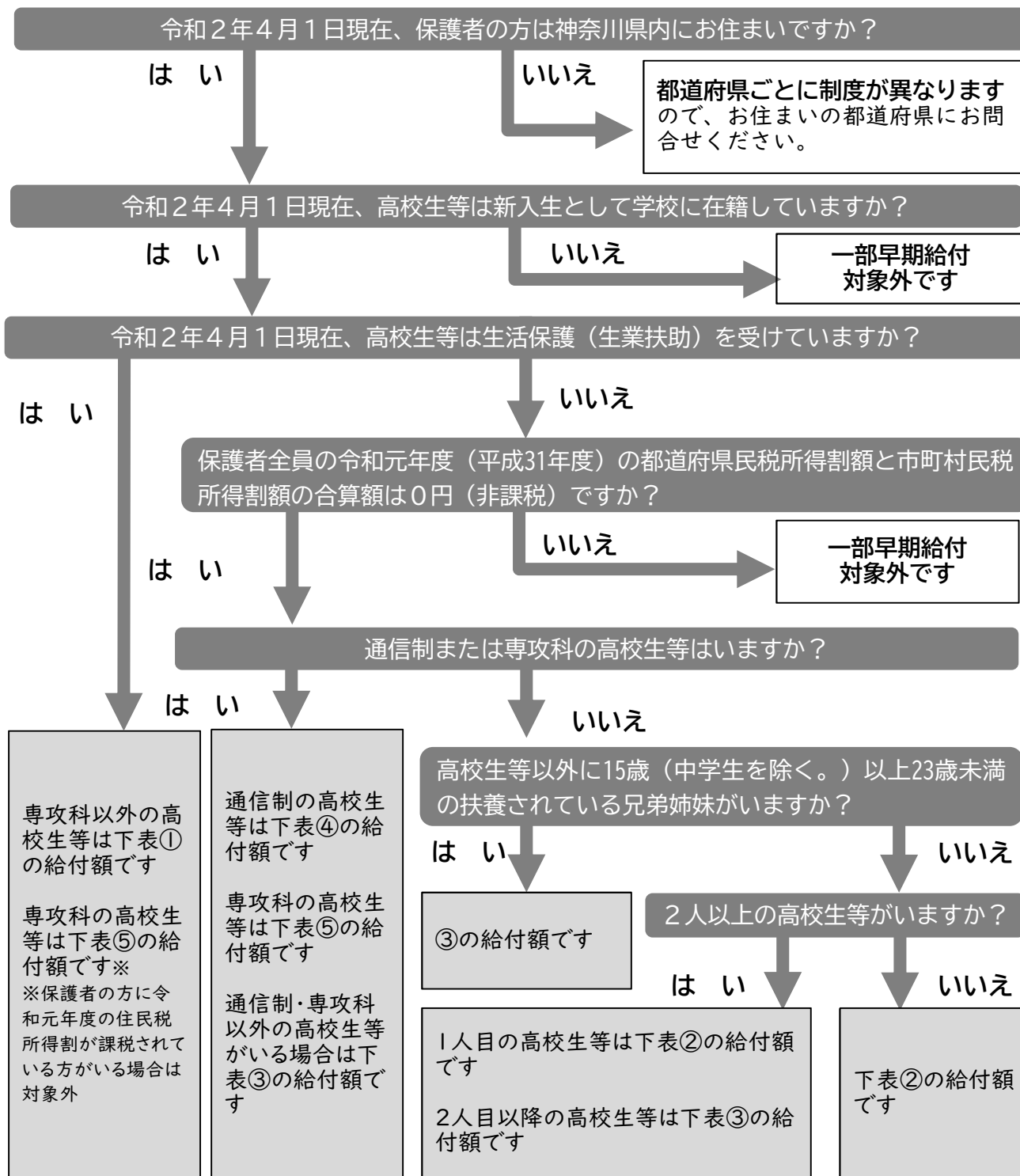
(委任者)

住 所

氏 名



高校生等奨学給付金（一部早期給付）給付対象者及び給付額確認シート



給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を給付します。

世帯状況	4月～6月分	7月～翌年3月分	合計
① 生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	13,150円	39,450円	52,600円
② 非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	25,875円	77,625円	103,500円
③ 非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	34,500円	103,500円	138,000円
④ 非課税世帯（通信制）	9,525円	28,575円	38,100円
⑤ 非課税世帯（専攻科）	9,525円	28,575円	38,100円

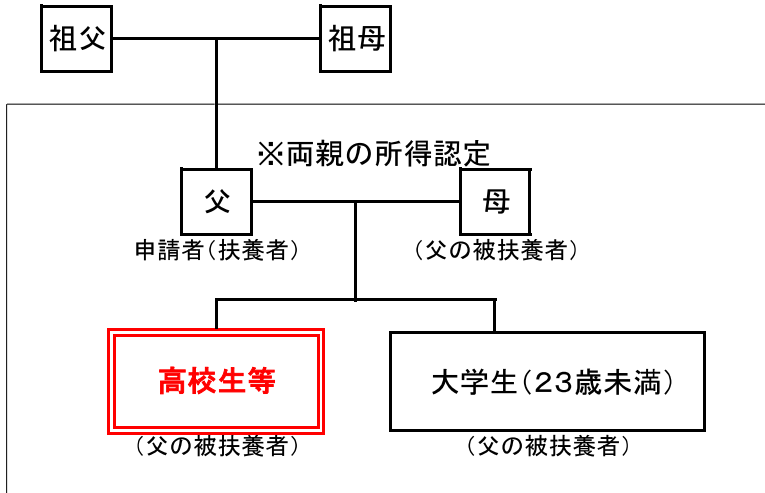
※世帯の収入状況の変化等により上記の合計と異なる給付になる場合があります。

非課税世帯の場合の第1子又は第2子の判定について(事例)

非課税世帯の場合は、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の有無により給付金の支給額が異なりますが、申請者が高校生等以外の兄弟姉妹を扶養しているか否かについては、当該兄弟姉妹の「健康保険証等」の被保険者(扶養者)が申請者と一致するかどうかにより判定します(国民健康保険の場合は、保険証+申請書裏面の誓約により判定)。

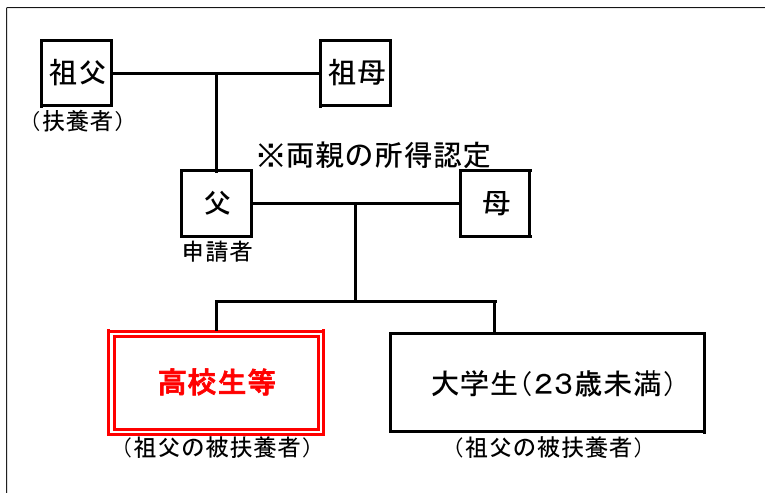
申請者と兄弟姉妹の健康保険等における扶養者が一致しない場合等には、当該高校生等を第2子として判定することができないため、注意が必要です。

【通常】申請者が父母(=親権者)で、父が健康保険上の扶養者である場合



高校生等⇒第2子

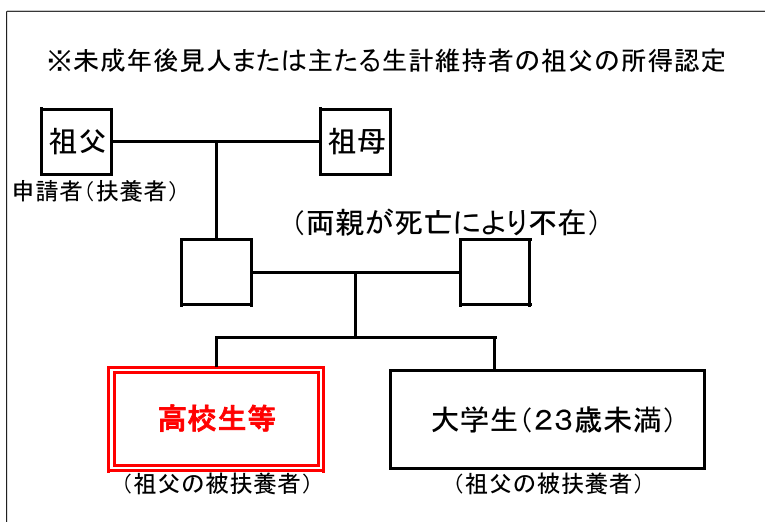
(例1)申請者が父母(=親権者)であるが、祖父が健康保険上の扶養者である場合



高校生等⇒第1子

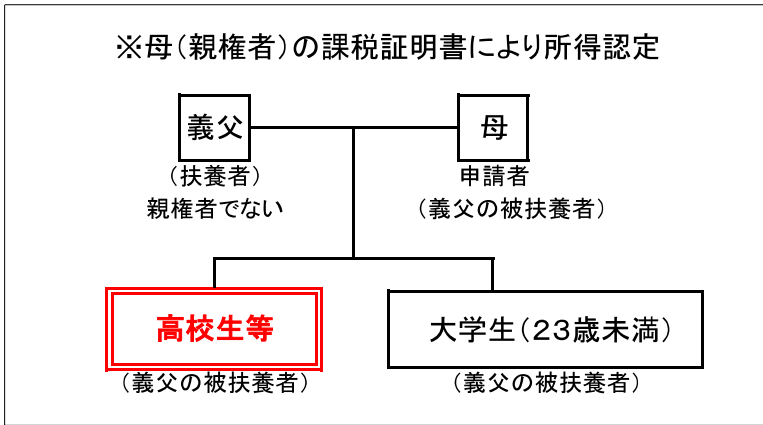
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(親権者)」に扶養されていないため、「高校生等」を「第1子」と判定。

(例2)両親死亡により申請者が祖父(=生計維持者)で、祖父が健康保険上の扶養者である場合



高校生等⇒第2子

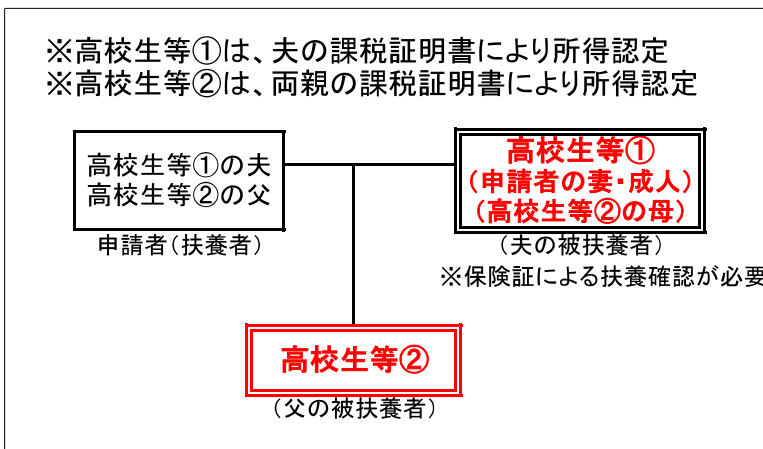
(例3) 申請者は母(=親権者)で義父(高校生等とは養子縁組していないため親権者ではない)が健康保険上の扶養者である場合



高校生等⇒第1子

※ 健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(親権者)」には扶養されていないため、「高校生等」を「第1子」と判定。

(例4) 申請者の妻と子が高校生等であり、申請者が双方を扶養している場合

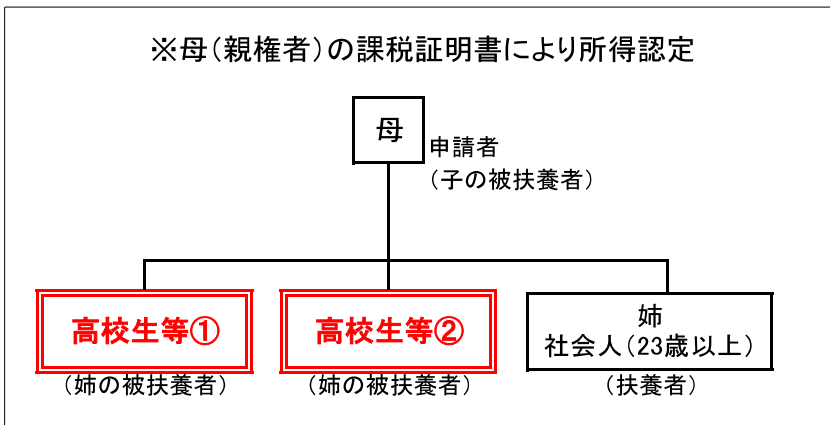


高校生等①(妻)⇒第1子

高校生等②(子)⇒第1子

※ 申請者は、生計維持者として「高校生等①(妻)」を、親権者として「高校生等②(子)」を扶養しているが、「高校生等①(妻)」と「高校生等②(子)」は兄弟姉妹の関係ではないため、「高校生等①」と「高校生②」はそれぞれ「第1子」と判定。

(例5) 申請者は母(=親権者)で姉が健康保険上の扶養者である場合

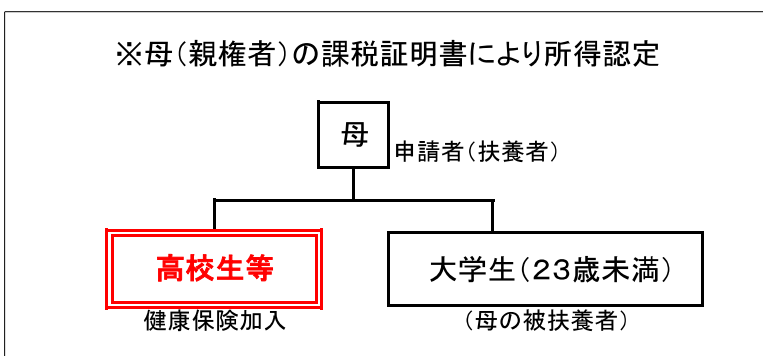


高校生等①⇒第1子

高校生等②⇒第1子

※ 健康保険における扶養関係では、「高校生等①」及び「高校生等②」のいずれも「母(親権者)」には扶養されていないため、「高校生等①」と「高校生②」はそれぞれ「第1子」と判定。

(例6) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)、生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養されていない場合



高校生等⇒第1子

※ 高校生等が就業し、誰にも扶養されていない場合は、兄弟姉妹の有無に関わらず、「第1子」と判定。